

平成 17 年分相続税の申告状況

遺産額は、1 人当たり約 1 億 8 千 5 百万円

平成 17 年中（平成 17 年 1 月～12 月）に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成 18 年 10 月 31 日までに提出された申告書（相続税額があるもの）に係る申告状況は次のとおりである。

- 1 被相続人数（死亡者数）は 43,462 人（前年 41,463 人）であり、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は 1,542 人（前年 1,498 人）で、前年に比べて 44 人（2.9%）増加した。

なお、相続税の納税者である相続人数については 3,480 人（前年 3,468 人）で、前年に比べて 12 人（0.3%）増加している。

死亡者数の増加に伴い、課税対象となった被相続人数、相続人数ともに増加したものと考えられる。

- 2 相続税の課税価格は 2,855 億 35 百万円（前年 2,748 億 72 百万円）で、前年に比べて 106 億 63 百万円（3.9%）増加した。

これを被相続人 1 人当たりでみると、1 億 8,517 万円（前年 1 億 8,349 万円）で前年より 168 万円（0.9%）増加している。

- 3 相続税の納付税額は 248 億 47 百万円（前年 177 億 63 百万円）で、前年に比べて 70 億 84 百万円（39.9%）増加した。

これを被相続人 1 人当たりでみると、1,611 万円（前年 1,186 万円）で、前年より 425 万円（35.8%）増加している。

- 4 申告された相続財産の種類別の構成割合は、土地が全体の 49.6%を占め、現金・預貯金が 19.9%、有価証券が 15.4%となっている。

表1-1

相続税の申告状況（合計）

区 分		平成16年分	平成17年分	前年対比
被相続人数 (死亡者数)	①	人 41,463	人 43,462	% 104.8
相続税の申告書 (相続税額があるもの) の提出に係る被相続人数	②	人 1,498	人 1,542	% 102.9
被相続人数(死亡者数) に対する②の割合	③	% 3.6	% 3.5	ポイント - 0.1
相続税の納税者数 である相続人数	④	人 3,468	人 3,480	% 100.3
相続税の課税価格	⑤	百万円 274,872	百万円 285,535	% 103.9
相続税の納付税額	⑥	百万円 17,763	百万円 24,847	% 139.9
被相続人1人当たりの 課税価格(⑤/②)	⑦	万円 18,349	万円 18,517	% 100.9
被相続人1人当たりの 納付税額(⑥/②)	⑧	万円 1,186	万円 1,611	% 135.8

(注) 1 この数値は、その年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成17年分は平成18年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

2 課税価格は、相続財産から被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額を加えたものである。

3 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省統計情報部「人口動態統計」による。

4 表の数値は、各項目ごとに単位未満を四捨五入しているため、各県の合計と一致しない場合がある。

[相続財産額の種類別内訳(構成比)]

(百万円、%)

種 類	土 地	家 屋	有価証券	現金・預貯金	その他	合 計
相続財産額	151,064	15,125	46,765	60,688	30,645	304,287
(構成比)	(49.6)	(5.0)	(15.4)	(19.9)	(10.1)	(100.0)

表1-2

相続税の申告状況（徳島県）

区 分		平成16年分	平成17年分	前年対比
被相続人数 (死亡者数)	①	人 8,367	人 8,609	% 102.9
相続税の申告書 (相続税額があるもの) の提出に係る被相続人数	②	人 333	人 321	% 96.4
被相続人数(死亡者数) に対する②の割合	③	% 4.0	% 3.7	ポイント - 0.3
相続税の納税者数 である相続人数	④	人 673	人 648	% 96.3
相続税の課税価格	⑤	百万円 63,929	百万円 59,437	% 93.0
相続税の納付税額	⑥	百万円 3,695	百万円 4,668	% 126.3
被相続人1人当たりの 課税価格 (⑤ / ②)	⑦	万円 19,198	万円 18,516	% 96.4
被相続人1人当たりの 納付税額 (⑥ / ②)	⑧	万円 1,110	万円 1,454	% 131.0

(注) 1 この数値は、その年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成17年分は平成18年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

2 課税価格は、相続財産から被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額を加えたものである。

3 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省統計情報部「人口動態統計」による。

表1-3

相続税の申告状況（香川県）

区 分		平成16年分	平成17年分	前年対比
被相続人数 (死亡者数)	①	人 9,709	人 10,265	% 105.7
相続税の申告書 (相続税額があるもの) の提出に係る被相続人数	②	人 447	人 446	% 99.8
被相続人数(死亡者数) に対する②の割合	③	% 4.6	% 4.3	ポイント - 0.3
相続税の納税者数 で ある 被相続人数	④	人 1,036	人 995	% 96.0
相続税の課税価格	⑤	百万円 77,231	百万円 85,620	% 110.9
相続税の納付税額	⑥	百万円 4,771	百万円 9,767	% 204.7
被相続人1人当たりの 課税価格 (⑤ / ②)	⑦	万円 17,278	万円 19,197	% 111.1
被相続人1人当たりの 納付税額 (⑥ / ②)	⑧	万円 1,067	万円 2,190	% 205.2

- (注) 1 この数値は、その年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成17年分は平成18年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。
- 2 課税価格は、相続財産から被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額を加えたものである。
- 3 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省統計情報部「人口動態統計」による。

表1-4

相続税の申告状況（愛媛県）

区 分		平成16年分	平成17年分	前年対比
被相続人数 (死亡者数)	①	人 14,664	人 15,469	% 105.5
相続税の申告書 (相続税額があるもの) の提出に係る被相続人数	②	人 512	人 519	% 101.4
被相続人数(死亡者数) に対する②の割合	③	% 3.5	% 3.4	ポイント - 0.1
相続税の納税者数 で ある 被相続人数	④	人 1,274	人 1,217	% 95.5
相続税の課税価格	⑤	百万円 92,773	百万円 90,517	% 97.6
相続税の納付税額	⑥	百万円 5,504	百万円 5,960	% 108.3
被相続人1人当たりの 課税価格 (⑤ / ②)	⑦	万円 18,120	万円 17,441	% 96.3
被相続人1人当たりの 納付税額 (⑥ / ②)	⑧	万円 1,075	万円 1,148	% 106.8

- (注) 1 この数値は、その年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成17年分は平成18年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。
- 2 課税価格は、相続財産から被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額を加えたものである。
- 3 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省統計情報部「人口動態統計」による。

表1-5

相続税の申告状況（高知県）

区 分		平成16年分	平成17年分	前年対比
被相続人数 (死亡者数)	①	人 8,723	人 9,119	% 104.5
相続税の申告書 (相続税額があるもの) の提出に係る被相続人数	②	人 206	人 256	% 124.3
被相続人数(死亡者数) に対する②の割合	③	% 2.4	% 2.8	ポイント + 0.4
相続税の納税者数 である相続人数	④	人 485	人 620	% 127.8
相続税の課税価格	⑤	百万円 40,939	百万円 49,961	% 122.0
相続税の納付税額	⑥	百万円 3,793	百万円 4,452	% 117.4
被相続人1人当たりの 課税価格 (⑤ / ②)	⑦	万円 19,873	万円 19,516	% 98.2
被相続人1人当たりの 納付税額 (⑥ / ②)	⑧	万円 1,841	万円 1,739	% 94.5

- (注) 1 この数値は、その年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成17年分は平成18年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。
- 2 課税価格は、相続財産から被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額を加えたものである。
- 3 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省統計情報部「人口動態統計」による。

平成 17 事務年度における相続税の調査実績

申告漏れ課税価格は、1 件当たり約 3 千万円

- 1 平成 17 事務年度（平成 17 年 7 月～平成 18 年 6 月）における相続税の調査は、国税局及び税務署で収集した資料情報を基に、申告額が過少であると認められるもの等を対象とし、620 件（前事務年度 639 件）について実施した。

その調査結果は、次のとおりである。

- （1）申告漏れ件数は 581 件（前事務年度 592 件）で、申告漏れ件数の調査件数に占める割合は 93.7%（前事務年度 92.6%）である。

- （2）申告漏れ課税価格は 184 億 59 百万円であり、前事務年度の 187 億 37 百万円と比較すると 2 億 78 百万円（1.5%）減少した。

これを申告漏れ 1 件当たりでみると、申告漏れ課税価格は、3,177 万円（前事務年度 3,165 万円）で、前事務年度より 12 万円（0.4%）増加している。

- （3）申告漏れ税額は 37 億 65 百万円（申告漏れ税額に対する加算税額は 6 億 53 百万円）であり、前事務年度の 34 億 56 百万円と比較すると 3 億 9 百万円（8.9%）増加した。

これを申告漏れ 1 件当たりでみると、申告漏れ税額は、648 万円（前事務年度 584 万円）で、前事務年度より 64 万円（11.0%）増加している。

- （4）申告漏れ相続財産額（180 億 32 百万円）の種類別内訳（構成比）をみると、現金・預貯金 71 億 78 百万円（39.8%）、土地 36 億 19 百万円（20.1%）、有価証券 32 億 43 百万円（18.0%）の順となっている。

- 2 平成 18 事務年度における相続税の調査についても、あらゆる機会を利用して収集した各種資料情報を活用し、申告のないもの又は申告額が過少であると認められるものについては、的確な調査を実施して是正を図ることとしている。

表1-1

相続税の調査事績（合計）

区 分		平成16事務年度	平成17事務年度	前年対比
調 査 件 数	①	件 639	件 620	% 97.0
調 査 件 数 の う ち 申 告 漏 れ 件 数	②	件 592	件 581	% 98.1
申 告 漏 れ 課 税 価 格	③	百万円 18,737	百万円 18,459	% 98.5
申 告 漏 れ 税 額	④	百万円 3,456	百万円 3,765	% 108.9
調 査 に よ る 加 算 税 額	⑤	百万円 556	百万円 653	% 117.4
申 告 漏 れ 割 合 (② / ①)	⑥	% 92.6	% 93.7	ポイント + 1.1
申 告 漏 れ 1 件 当 た り の 課 税 価 格 (③ / ②)	⑦	万円 3,165	万円 3,177	% 100.4
申 告 漏 れ 1 件 当 た り の 税 額 (④ / ②)	⑧	万円 584	万円 648	% 111.0

(注)1 ③の金額は、申告漏れ相続財産額から、被相続人の債務・葬式費用(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人からの生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。

2 ④の金額には加算税は含まれていない。

3 表の数値は、各項目ごとに単位未満を四捨五入しているので、各県の合計と一致しない場合がある。

[調査に基づく申告漏れ相続財産額の種類別内訳(構成比)]

(百万円、%)

種 類	土 地	家 屋	有価証券	現金・預貯金	その他	合 計
相 続 財 産 額	3,619	383	3,243	7,178	3,609	18,032
(構 成 比)	(20.1)	(2.1)	(18.0)	(39.8)	(20.0)	(100.0)

表1-2

相続税の調査事績（徳島県）

区 分		平成16事務年度	平成17事務年度	前年対比
調 査 件 数	①	件 137	件 142	% 103.6
調 査 件 数 の う ち 申 告 漏 れ 件 数	②	件 125	件 132	% 105.6
申 告 漏 れ 課 税 価 格	③	百万円 4,646	百万円 4,275	% 92.0
申 告 漏 れ 税 額	④	百万円 1,073	百万円 637	% 59.4
調 査 に よ る 加 算 税 額	⑤	百万円 244	百万円 87	% 35.7
申 告 漏 れ 割 合 (② / ①)	⑥	% 91.2	% 93.0	ポイント + 1.8
申 告 漏 れ 1 件 当 た り の 課 税 価 格 (③ / ②)	⑦	万円 3,717	万円 3,239	% 87.1
申 告 漏 れ 1 件 当 た り の 税 額 (④ / ②)	⑧	万円 858	万円 483	% 56.3

(注)1 ③の金額は、申告漏れ相続財産額から、被相続人の債務・葬式費用(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人からの生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。

2 ④の金額には加算税は含まれていない。

表1-3

相続税の調査事績（香川県）

区 分		平成16事務年度	平成17事務年度	前年対比
調 査 件 数	①	件 182	件 188	% 103.3
調 査 件 数 の う ち 申 告 漏 れ 件 数	②	件 174	件 182	% 104.6
申 告 漏 れ 課 税 価 格	③	百万円 7,483	百万円 6,667	% 89.1
申 告 漏 れ 税 額	④	百万円 1,187	百万円 1,492	% 125.7
調 査 に よ る 加 算 税 額	⑤	百万円 159	百万円 246	% 154.7
申 告 漏 れ 割 合 (② / ①)	⑥	% 95.6	% 96.8	ポイント + 1.2
申 告 漏 れ 1 件 当 た り の 課 税 価 格 (③ / ②)	⑦	万円 4,301	万円 3,663	% 85.2
申 告 漏 れ 1 件 当 た り の 税 額 (④ / ②)	⑧	万円 682	万円 820	% 120.2

(注)1 ③の金額は、申告漏れ相続財産額から、被相続人の債務・葬式費用(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人からの生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。

2 ④の金額には加算税は含まれていない。

表1-4

相続税の調査事績（愛媛県）

区 分		平成16事務年度	平成17事務年度	前年対比
調 査 件 数	①	件 223	件 195	% 87.4
調 査 件 数 の う ち 申 告 漏 れ 件 数	②	件 202	件 182	% 90.1
申 告 漏 れ 課 税 価 格	③	百万円 4,692	百万円 5,610	% 119.6
申 告 漏 れ 税 額	④	百万円 805	百万円 1,262	% 156.8
調 査 に よ る 加 算 税 額	⑤	百万円 102	百万円 277	% 271.6
申 告 漏 れ 割 合 (② / ①)	⑥	% 90.6	% 93.3	ポイント + 2.7
申 告 漏 れ 1 件 当 た り の 課 税 価 格 (③ / ②)	⑦	万円 2,323	万円 3,082	% 132.7
申 告 漏 れ 1 件 当 た り の 税 額 (④ / ②)	⑧	万円 399	万円 693	% 173.7

(注)1 ③の金額は、申告漏れ相続財産額から、被相続人の債務・葬式費用(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人からの生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。

2 ④の金額には加算税は含まれていない。

表1-5

相続税の調査事績（高知県）

区 分		平成16事務年度	平成17事務年度	前年対比
調 査 件 数	①	件 97	件 95	% 97.9
調 査 件 数 の う ち 申 告 漏 れ 件 数	②	件 91	件 85	% 93.4
申 告 漏 れ 課 税 価 格	③	百万円 1,916	百万円 1,907	% 99.5
申 告 漏 れ 税 額	④	百万円 392	百万円 374	% 95.4
調 査 に よ る 加 算 税 額	⑤	百万円 52	百万円 44	% 84.6
申 告 漏 れ 割 合 (② / ①)	⑥	% 93.8	% 89.5	ポイント - 4.3
申 告 漏 れ 1 件 当 た り の 課 税 価 格 (③ / ②)	⑦	万円 2,105	万円 2,244	% 106.6
申 告 漏 れ 1 件 当 た り の 税 額 (④ / ②)	⑧	万円 431	万円 440	% 102.1

(注)1 ③の金額は、申告漏れ相続財産額から、被相続人の債務・葬式費用(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人からの生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。

2 ④の金額には加算税は含まれていない。